

昭和六一年五月、秋葉原支店得意先担当
平成元年六月、同支店支店長代理・得意先担当
平成三年六月、虎ノ門支店支店長代理・得意先担当
と経歴をかさねてきましたが、先程お話しした質権設定承諾書の偽造が判明したことにより、平成三年七月二十六日付けで当行を懲戒解雇されております。
次に、この質権設定承諾書の偽造を行った当時の、秋葉原支店支店長代理としての森本の事務分掌、職務権限についてお話しします。
まず、森本が虎ノ門支店に転勤する直前の平成三年六月二六日当時の秋葉原支店の組織図を提出します。
今森本が捕まっている根拠になっているのは、平成三年六月一三日の犯行ですが、その当時もこの組織図どおりの職員の配置でした。
このとき本職は、供述人が任意提出した秋葉原支店組織図と題する書面の写しを本調査末尾に添付することとした。
当行の組織管理規程第八条の、営業店の事務分掌、別表4の第四項に、営業課に対応する係として得意先係及び融資係を置くことが定められておりますが、当時の秋葉原支店には課はなく、直接、係がもうけられていました。
森本が担当していた得意先係の行う業務は、同規程によると
①業務推進方針・計画策定のための調査分析に関する事項
②業進計画の策定に関する事項

③所管取引先に対する取引方針、取引進捗策に関する事項
④所管取引先に対する渉外管理に関する事項
⑤業進関連情報の収集・管理活用に関する事項
⑥目標実績管理と部下の行動管理に関する事項
⑦業進費の使用に関する事項
の業務を遂行することになります。
なかでも当時の森本の主たる業務は、所管取引先に対する渉外管理に関する事項でした。
取引先が当行にしている預金に対する当行以外の債権者からの質権設定承諾の手続きを行うことも、この所管取引先に対する渉外管理に関する事項に含まれます。
それでは次に、質権設定承諾の手続き、すなわち質権設定承諾書の作成発行までの手続きについて説明します。
当行にある預金に対して第三者から質権設定の承諾を求められる事例としては、買掛の仕入代金の担保のために、仕入をする業者が当行に有する預金を相手方に担保として提出し、相手方業者から当行に質権設定の承諾を求めてくる事例が典型ですが、私が秋葉原支店長をしていた当時は、今回問題になっているような、顧客がノンバンクから借入をおこして当行に預金し、その預金を当該ノンバンクに担保として差し入れるという方式の協力預金のケースでノンバンクからその預金についての質権設定の承諾が求められる事例が多くなっていました。
この方式の協力預金の場合、顧客としてはノンバンクから借

<p>れていまして、当行の行員であれば誰でもできることになり ます。</p> <p>もちろん当時の森本もできます。</p> <p>当時の秋葉原支店も同様ですが、一般的にはほとんどの場合 は得意先係の担当者が受け付けています。</p> <p>つまり担当先として支店の得意先係がついている顧客の預金 についてその申し出を受けた場合には得意先係の当該担当者が 受け付け、そうでないお客さまの預金についてその申し出を受 けた場合には預金係が受け付けるのですが、後者の場合ははめ たにないのです。</p> <p>質権設定の承諾の権限は、支店について言えば、預金者が純 預金者、つまり当行と預金のみを取引である場合と当行が融資 もしている預金者である場合とで異なります。</p> <p>すなわち前者の場合は、支店長の権限になっていますが、後 者の場合は、当該融資先の融資金残高の金額が一定の金額、す なわち当時の秋葉原支店であれば五億円以下の場合には支店長の 権限ですが、それを超える場合には、「貸出・外為に関する雑 協議書」を様式に従って作成して本部の秋葉原支店の審査担当 部である東京第二支店部に上げて同部部長の決裁をもらうこと が必要です。</p> <p>しかし現在森本が捕まっている対象になっている犯行におい てこの預金者の立場になった有限会社マッシュと株式会社ウエ イアウトスポーツは、いずれも今お話しした純預金者でしたか ら、以下では純預金者の場合の手続きにしばって説明します。</p>	<p>検 察 庁</p>
---	----------------------

皆様どうか、この「供述調書」に騙されないで欲しいのです！

「その2」オリックスアルファ、川合潤治に『この世に存在しない』『被害状
況』と「取引状況」を供述調書でデッチ上げた時と同様に、今度は、秋葉原支店長
「本谷 紘三」に銀行業務をもっともらしく供述をさせていますが「大嘘」です。

証拠は「供述調書」です。

秋葉原支店長「本谷 紘三」に、自分が経験していない作り話、P2『質権設定承
諾書の偽造が判明した』P3『今回問題になっているような、顧客がノンバンクから借
入をおこして当行に預金し、その預金を当該 ノンバンクに担保として差し入れると
いう方式の協力預金のケースでノンバンクからその預金についての質権設定の承諾が
求められる事例が多くなっていました』と「大嘘」を供述させたのです。

『顧客がノンバンクから借入をおこして当行に預金し、その預金を当該 ノンバンクに
担保として差し入れるという方式の協力預金のケース』これが「大嘘」の証拠です。

本谷 紘 三貴殿に『室岡塾』塾長として公開質問する。

- ①、どこに『銀行員の犯行』がありますか？
- ②、どこに「協力預金」と「質権設定承諾書の偽造」がありますか？
- ③、どこに「被害者」がいますか？誰が「被害者」ですか？

貴殿の「大嘘」を立証します。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、『検察の闇』闇の執行人柳検察官捜査指揮の下 検察官武田典文検事が、『顧客がノンバンクから借入をおこして当行に預金し その預金を当該ノンバンクに担保として差し入れるという方式の協力預金のケース』は、はじめから『この世に存在しない』当然のこと銀行員の犯罪『質権設定承諾書の偽造』も存在しないことを、承知して秋葉原支店長「本谷 紘 三」に虚偽の供述をさせた。

そのことは貴殿が、誰よりも知っている『真実』で
ノンバンクが絶対に「被害者」になれない理由です。

『真実』

第2章、国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』で立証した。

- ①、どこに『銀行員の犯行』がありますか？

「銀行員の犯罪」はじめから『この世に存在しない』！

貴殿の「大嘘」を立証します。

証拠は、

平成3年6月13日、オリックス・アルファは秋葉原支店と **他行預金担保融資取引**
「秋葉原支店⇔ノンバンク」をシステムどおり「BIS 規制8%」クリア操作の民事取引を行い金利を得ていたのです。そこに、オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しない。当然のこと「銀行員の犯罪」も存在しない。

オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステムどおり行った事実を、取引に使用された「約束手形債権」(CP)金融商品一式が立証した。

※取引関係書類 (A) 約束手形 (B) 通知預金通帳 (C) 預金払戻解約請求書これらが (D) 「質権設定承諾書」で、一体となり「約束手形債権」つまり秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作をする目的用に作成した預金担保債権流動化目的とした、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式なのである。

はじめから『この世に存在しない』犯罪！

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は、はじめから『この世に存在しない』即ち、大蔵省「銀行局」の方針に従い『警察官・検察官・裁判官』が闇の執行人となり、本件詐欺事件話をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証した。

もう一度、断言する。オリックスアルファは秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」を民事・商事の法に則して金利を得ていた。そこに「銀行員の犯罪」は、存在しない。

②、どこに「協力預金」と「質権設定承諾書の偽造」がありますか？

検察官武田典文検事と秋葉原支店長「本谷 紘三」貴殿が、法を無視した大嘘の供述をして「供述調書」で愚かな「質権設定承諾書の偽造」をデッチ上げたのです。

「質権設定承諾書の偽造」は、はじめから『この世に存在しない』！

証拠は

秋葉原支店極秘「プロジェクト」以外に作成することができない、秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式 (A) 「約束手形」 (B) 「通知預金通帳」 (C) 「預金払戻解約書」 (D) 「質権設定承諾書」をオリックスアルファが、所持していることが「証」です。

他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証する。



- ① 平成3年6月12日、秋葉原支店とオリックスアルファが金融機関内限定条件付き極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミーウェイアウトスポーツ名義で50億円の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行った。
- ② 平成3年6月12日、オリックスアルファが秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金、太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を作成した。
- ③ 平成3年6月13日大分銀行東京支店が行った小切手ソウキン手続きです。
- ④ 振込先は秋葉原支店「別段預金口座」宛です。

そこに、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」柳検察官が「起訴状」(一)そして裁判所が「罪となるべき事実」(一)で、主張した本件、詐欺事件は存在しない。

ここで「BIS規制8%」クリア操作の実態を (A) ~ (D) で立証する。

(A) 約束手形を確認ください。

「約束手形」

※ 1 支払期日がない

※ 2 決済口座番号がない

秋葉原支店は、同支店が支払場所として印刷され、最初から決済口座の番号が印字されていない、同銀行がそのウェイアウトスポーツに貸付をする際に徴する約束手形用紙により、秋葉原支店がダミーとして仕立てたウェイアウトスポーツから一覽払(※)の(あるいは支払期日の記載のない)約束手形の振出・交付を受け、これをオリックスアルファに譲渡した。

この「約束手形債権」(CP)金融商品一式である(A)約束手形と(B)通知預金通帳と届出印の押捺された(C)預金払戻解約請求書は(D)「質権設定承諾書」が存在することで一体であり、別々として存在することはないのです。

(D) 「質権設定承諾書」です！

甲 第 一 八 號 證 の 七

山 崎 銀 行 大 阪 支 店 印
平成 3 年 6 月 13 日

質 権 設 定 承 諾 依 頼 書

山 崎 銀 行 / 秋 葉 原 支 店 御 中

債 務 者 兼 質 権 設 定 者 (預 金 名 義 人)
東 京 都 澁 谷 区 神 南 1 丁 目 13 番 15 号
株 式 会 社 ウ ェ イ ア ウ ト ス ポ ー ツ
代 表 取 締 役 吉 川 一

質 権 者
東 京 都 中 央 区 京 橋 2 丁 目 8 番 18 号
オ リ ッ ク ス ・ ア ル フ ァ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 湯 村 康

債 務 者 が オ リ ッ ク ス ・ ア ル フ ァ 株 式 会 社 に 対 し て 現 在 お よ び 将 来 負 担 す る 一 切 の 債 務 の 根 拠 保 として、預 金 名 義 人 が 貴 行 に 対 す る 下 記 銀 行 預 金 債 権 の う え に 質 権 を 設 定 し、そ の 預 金 証 書 を 質 権 者 に 交 付 し ま し た こ と を 御 承 諾 下 さ い ま す よ う、預 金 名 義 人 お よ び 質 権 者 が 連 署 を 以 て 依 頼 申 し 上 げ ま す。

記

貴 行 秋 葉 原 支 店 発 行 の 預 金 金 5,000,000.000 円
た だ し、証 書 番 号: 129296
預 入 日: 平 成 3 年 6 月 13 日
満 期 日: 平 成 年 月 日
預 金 名 義 人: (株) ウ ェ イ ア ウ ト ス ポ ー ツ

な お、満 期 日 以 後 も 質 権 解 除 通 知 書 提 出 日 以 来 本 件 質 権 は 有 効 に 続 続 す る も の と し ま す。

上 記 預 金 に 対 す る 質 権 設 定 を 異 議 な く 承 諾 し ま す。
平 成 3 年 6 月 13 日

東 京 都 千 代 田 区 神 田 平 河 町 3 番 地 1
株 式 会 社 東 海 銀 行 秋 葉 原 支 店
支 店 長 本 谷 紘 三

第 五 四 五 三 号

※押切印では、「協力預金」の融資金で作成した通知預金を「拘束」をすることはできません。「預金拘束」するのであれば、支店長印でなければならないのです。

そもそも証書番号 129296 の「預金預入番号—00001」不存在では単なる「通知預金口座」なのです。預金口座では論外なのです。

秋葉原支店長の貴殿が、P 3『今回問題になっているような、顧客がノンバンクから借入をおこして当行に預金し、その預金を当該 ノンバンクに担保として差し入れるという方式の協力預金のケースでノンバンクからその預金についての質権設定の承諾が求められる事例が多くなっていました』と供述した。

であるなら、預金担保融資の目的であるべき預金の存在を立証する「預金預入番号—00001」が不存在では、単なる通知預金口座つまり「口座」を預金拘束しても論外です。貴殿が「知らない」とか「分からない」はとおりません。

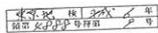
供述調書 P15・ P16を検証ください。

<p>こうしてつくられた通知預金はそのままノンバンクからの融資金の担保として凍結されていなければならないはずですが、先程お話ししたように、マッシュユ、ウェイアウトスポーツ社の通知預金はいずれも一週間後に払い戻されています。</p> <p>そこでどうしてそういうことになったかが問題になります。</p> <p>このとき本職は、平成三年八月一二日付け捜査関係事項照会書に対するオリックスアルファ株式会社からの回答書に添付された有限会社マッシュユ関係の質権設定承諾依頼書（写し）を示し、これを本調書末尾に添付することとした。</p>	<p>これが森本からオリックスアルファの担当者に渡されていたマッシュユ関係の質権設定承諾依頼書の写しだと聞きましたが、これを見ればその質権設定承諾依頼書の承諾書部分が偽造されたものであることは一目瞭然です。</p>	<p>検 察 庁</p>	<p>というのは、この承諾書欄の、東海銀行秋葉原支店の支店長としての私の記名判の私の名下に押されている印鑑は、いわゆる押切判と呼ばれている印鑑で、これを質権設定承諾依頼書の承諾書欄に押すということは、真正な手続、つまり支店長が質権設定の承諾を承認し、質権設定承諾依頼書の承諾書欄を作成することを許した場合にあっては決してないからです。</p>	<p>この押切判は当時の秋葉原支店であれば森本以外の五人の支店長代理全員と融資担当次長の三原が所持し、職務上使用していません。</p>	<p>この押切判は、手数料の領収書や割引・利息等の計算書などお客様に渡す書類の中で重要でないものに押す際に使用して</p>
---	---	----------------------	---	---	---

いたもので、そういった仕事が多い部署にあった先程の六名に所持させていたものです。	これが偽造であること、つまり当該質権設定承諾の権限者である支店長が質権設定の承諾を承認しておらず、それゆえ、当該質権設定承諾依頼書の承諾書欄を作成することも許されていないのに作成されたものであることを裏付ける事実としては他に、これと同時に徴求して、支店長の承認を得ていればそれに支店長の証印が押されて当時の秋葉原支店であれば粟原の元で保管されているはずの質権設定承諾依頼書の自店控が存在しないこと、先程お話しした第三者質権設定預金明細表に、当該預金の記載がないこと、同じく先程お話しした当該預金の印鑑紙の裏面に質権設定の表示がないこと、これも先程お話しした。	コンピュータのオンライン元帳に質権設定に基づく支払停止がインプットされておらず、それをするためのワークシートも作成されていないことなどがあり、偽造は明らかです。	このとき本職は、平成三年八月一二日付け捜査関係事項照会書に対するオリックス・アルファ株式会社からの回答書に添付されたウェイアウトスポーツ関係の質権設定承諾依頼書の写しを示し、これを本調書末尾に添付することを述べた。	これがオリックス・アルファの担当者に森本が渡したウェイアウトスポーツ関係の質権設定承諾依頼書の写しだと聞きました。が、これもその承諾書欄の秋葉原支店支店長としての私の記名判の名下に押切印が押されており、偽造されたものであることが一目瞭然です。
--	---	--	---	---

検 察 庁

添付された「質権設定承諾書」を検証する。



質権設定承諾依頼書

平成3年6月13日

東海銀行/秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人)

東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一



買 権 者

東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康



債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その預金証書を質権者に交付したことを御承諾下さいますよう、預金名義人および質権者が連署を以て依頼申し上げます。

記

貴行 秋葉原 支店発行 預金 金 5,000,000.000 円
ただし、証書番号: 127276
預入日: 平成3年6月13日
満期日: 平成3年6月13日
預金名義人: (研) ウェイアウトスポーツ

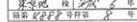
なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成3年6月13日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 結三



第 五 四 五 五 号



質権設定承諾依頼書

平成3年6月13日

東海銀行/秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人)

東京都大田区南千束1-13-6
有限公司 マッシュ
代表取締役 坂井 修一



買 権 者

東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康



債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その預金証書を質権者に交付したことを御承諾下さいますよう、預金名義人および質権者が連署を以て依頼申し上げます。

記

貴行 秋葉原 支店発行 預金 金 5,000,000.000 円
ただし、証書番号: 127278
預入日: 平成3年6月13日
満期日: 平成3年6月13日
預金名義人: (有) マッシュ

なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成3年6月13日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 結三



第 五 四 五 六 号

秋葉原支店長である貴殿が『押切印が押されており偽造されたものであることが一目瞭然です』そう供述しているのですから、預金預入番号—00001 不存在が単なる「預金口座」と知っています。銀行員のイロハのイです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、それぞれが勝手に、銀行員個人が犯した「質権設定承諾書偽造」話をデッチ上げているのです。

秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「約束手形債権」(CP) 金融商品を流動化（売却）する、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」この取引に用いた (A)「約束手形」と「預金債権」が (D)「質権設定承諾書」で一体になった預金担保債権を立証したのです。

ですから他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」以外に (D)「質権設定承諾書」は、存在しないのです。「BIS 規制 8%」クリア操作を立証する本物の「質権設定承諾書」は法廷にも、何処にも開示されず『闇』なのです。

検察官武田典文検事と秋葉原支店長「本谷 紘 三」貴殿が「供述調書」を悪用して有印私文書偽造同行使罪「質権設定承諾書の偽造」をコピー偽造証拠で、デッチ上げたことは「刑事犯罪」と断罪し告発する。

犯罪には時効がある。しかし正義に時効はない！

②、どこに「協力預金」がありますか？

検察官武田典文検事と秋葉原支店長「本谷 紘 三」貴殿が、法を無視した大嘘の供述をして愚かな「協力預金」話を「供述調書」でデッチ上げたのです。

検察官武田典文検事が、秋葉原支店長「本谷 紘 三」に、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた、銀行のダミー預金者名義の大口預金（定期預金・通知預金）を取り崩し、運用した「原資金」隠蔽するため、法を無視した「協力預金」話を「供述調書」で、デッチ上げた証拠を検証する。

ここで「供述調書」 P10からP12までを検証する。

P10

<p>当時の秋葉原支店においてももちろんそうです。</p> <p>私は森本にはこの支店長印を保管させたことはありません。</p> <p>また、私が森本に、質権設定承諾依頼書にこの支店長印を押すよう指示したり、任せたりしたことはありません。</p> <p>それでは次に、平成三年六月一三日付けで、東海銀行秋葉原支店に有限会社マッシュ名義と株式会社ウエイアウトスポーツ名義でそれぞれ五〇億円ずつの通知預金がなされたことについて当行で保管してある手続き書類をもとにお話します。</p> <p>まずマッシュの分ですが、この関係の手続き書類のコピーを提出します。</p> <p>このとき本職は、供述人が任意提出した書面（写し）七葉を本調書末尾に添付することとした。</p>	<p>検 察 庁</p>	<p>これら書類によると、平成三年六月一三日に、東海銀行秋葉原支店のマッシュ名義の普通預金口座が開設されるとともに、同日、その口座に、住友銀行住友ツインビル支店の株式会社エーデルの普通預金口座から一億二、一〇二万七、三九七円が振り込まれ、同日、その口座からその金額が、マッシュの代表者の記名押印のある払戻請求書を森本が受付と印鑑照合をして全額払い戻され、一方、同日、オリックスアルファ株式会社の大分銀行東京支店の口座から東海銀行秋葉原支店仮受付口に四八億七、八九七万二、六〇三円が振り込まれ、同日、それを先程の払い戻された一億二、一〇二万七、三九七円と併せて五〇億円にして東海銀行秋葉原支店の有限会社マッシュ名義の通知預金に振り替えています。</p>
---	--------------	---

P11

<p>有限会社マッシュの普通預金口座に振り込まれています。</p> <p>次にウエイアウトスポーツの関係の手続き書類のコピーを提出します。</p> <p>このとき本職は、供述人が任意提出した書類（写し）八葉を本調書末尾に添付することとした。</p>	<p>検 察 庁</p>	<p>これら書類によると、平成三年六月一三日に、東海銀行秋葉原支店に株式会社ウエイアウトスポーツ名義の普通預金口座が開設され、同日、その口座に住友銀行住友ツインビル支店の株式会社エーデルの普通預金口座から一億二、一〇二万七、三九七円が振り込まれ、同日、その口座からその金額が、ウエイアウトスポーツの代表者の記名押印のある払戻請求書を森本が受付と印鑑照合をして全額払い戻され、一方、同日、オリックスアルファ株式会社の大分銀行東京支店の口座から四八億七、八九七万二、六〇三円が東海銀行秋葉原支店の仮受付口に振り込まれ、同日、それを先程お話しした払い戻された一億二、一〇二万七、三九七円と併せて五〇億円にして東海銀行秋葉原支店のウエイアウトスポーツ名義の通知預金に振り替えています。</p> <p>その時点でこの通知預金について通帳を作成しています。</p> <p>オリックスアルファからの振込が当行秋葉原支店の仮受付口に入金になった理由、その後これが先程お話しした通知預金に振り替えられた経緯、仮受付口にあつて通知預金に振替になる前までの間のその振込金の扱いについてはマッシュの関係でお話ししたのと全く同じです。</p> <p>それからこの通知預金は、平成三年六月二〇日に、ウエイア</p>
--	--------------	---

検 察 庁

<p>ウトスポーツの代表者の記名押印のある払戻請求書を森本が受け付けて、無通帳で払い戻すことについての役務者の承認も森本がして、金利と併せて五〇億一七八万七、三九八円金額払い戻され、森本が振替先を指定して、同日、先程お話しした東海銀行秋葉原支店のウェイアウトスポーツ名義の普通預金口座に金額振り替えられ、さらに、同日、そのうち五〇億一、四四二円が、森本が受け付け、印鑑照会もしたウェイアウトスポーツの代表者の記名押印のある払戻請求書で払い戻され、同日、振込手数料を引いて五〇億円が、森本の書いた払込依頼票に基づいて住友銀行住友ツインビル支店の株式会社ウェイアウトスポーツの普通預金口座に振り込まれています。</p> <p>この一連の金の流れをみると、このマッシュとウェイアウトスポーツの二社名義の通知預金が協力預金として作成されたことは明白です。</p> <p>オリックスアルファはノンバンクですが、そこから、マッシュとウェイアウトスポーツが協力預金の原資調達の名目で各五〇億円ずつの預金担保融資を受けたこと、その際、^{オリックス}アルファが利息分を天引きして当行秋葉原支店に振り込んでく</p> <p>るために、マッシュとウェイアウトスポーツの両社において、天引きされる利息とちょうど同額の金を調達してオリックスアルファからの振込と同日中に当行秋葉原支店の両社の普通預金口座に振り込み、それとオリックスアルファからの振込金額を併せて融資金額と同額の通知預金ができるようにしていることが認められます。</p>

本谷 紘 三貴殿に『室岡塾』塾長として公開質問する。

②、貴殿は P12 『この一連の金の流れを見ていると、このマッシュとウェイアウトスポーツの二社名義の通知預金が協力預金として作成されたことは明白です。』このように供述した。間違いはないか？

貴殿の「大嘘」を立証します。

大蔵省「銀行局」は、各銀行に金融機関内限定条件で認めた極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行った「BIS 規制 8%」クリア操作で得た融資金に金利を加えて大口預金（定期預金・通知預金）を作成しバブル景気に湧く各市場で運用したことが、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招き多くの国民を自殺に追い込んだマネーゲーム「国政と金」利権政治を隠蔽するため『検察の闇』闇の執行人柳検察官が司法検察総掛かりで、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

証拠は、

秋葉原支店、他行預金担保融資取引の実態！
東海銀行 / 秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

3-12

東海銀行 / 秋葉原支店 融資年月日順の融資状況一覧表

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		完済日	備考
					土地	建物		
1	62. 3.11	2億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○	無	62. 4.13	
2	62. 5.25	3億円	㈱セントラルファイナンス	日興通商㈱	○	無	63. 4.27	
3	62. 8.31	7千6百万円	協和商工信用㈱	那須洋司		○	元. 5.31	株 担
4	62. 9.25	7千万円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○	63. 5.27	株 担
5	63. 3.10	1億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○	有	63. 7.11	
6	63. 3.16	10億円	協和商工信用㈱	清川銀造	○	有	63. 4.14	
7	63. 4.11	10億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱	○	有	63. 7.11	
8	63. 5.20	1億3千万円	㈱日貿信	那須洋司		○	元. 4.18	株 担
9	63. 6.10	10億円	協和商工信用㈱	清川銀造	○	有	元. 5.10	
10	63. 7. 8	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○	無	63.11. 8	
11	63. 8. 9	25億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱		○	63.12. 9	不動産担保
12	63. 9.16	10億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱		無	元. 3.17	
13	63.10.21	15億円	協和商工信用㈱	日本ジョイントベンチャー㈱	○	無	63.11.21	
14	63.12. 6	5億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○	無	元. 3.31	
15	元. 1.31	5億円	協和商工信用㈱	那須洋司	○	無	元. 4. 3	高柳支店長
16	元. 3.15	10億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○	無	元. 3.31	
17	元. 3.15	22億円	㈱日貿信	㈱一休	○	有	元. 5.29	
18	元. 3.17	17億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱		○	元.11. 2	不動産
19	元. 3.23	30億円	㈱日貿信	日本プレジジョン㈱	○	有	2. 7. 6	
20	元. 3.28	15億円	協和商工信用㈱	日本プレジジョン㈱	○	無	2. 3. 2	
21	元. 6.12	10億円	㈱日貿信	日本ジョイントベンチャー㈱	○	有	元. 7. 3	
22	元. 6.15	50億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○	有	元. 7. 3	
23	元. 6.19	3億円	㈱日貿信	㈱日興通商	○	有	3. 3.29	
24	元. 7.21	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○	無	元.10.23	

大蔵省「銀行局」の方針に従い、裁判所が番号1・2記載の(株)セントラルファイナンスが昭和62年5月25日、行った3億円の他行預金担保取引を無視して、協力預金担保融資話を「質権設定承諾書」が無いのに「不正融資」と「罪となるべき事実」をデッチ上げ「有罪」を宣告した。全く「預金拘束」が存在しないことを「完済日」が明らかにした。(第6章を参照。)

⑤

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		競売	競売	競売	完済日	備考
					競売	競売					
25	元. 7.28	10億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○	○	有	○	○	2.10.30	
26	元. 7.31	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱一休	○	○	無	○	○	2.4.3	
27	元. 8.10	10億円	㈱日貿信	㈱三信企画	○	○	有	○	○	2.11.30	
28	元. 9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本プレジジョン㈱	○	○	無	○	○	元. 9.29	
29	元. 9.14	40億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○	○	無	○	○	元. 9.29	
30	元.10.31	20億円	㈱日貿信	㈱エムアンドエム	○	○	有	○	○	2.11.30	
31	元.11.15	5億円	㈱セントラルファイナンス	㈱三信企画	○	○	無	○	○	2.2.23	
32	元.11.30	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○	○	無	○	○	未返済	
33	元.12.27	5億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○	○	無	○	○	2.3.30	
34	元.12.28	20億円	㈱セントラルファイナンス	日本ジョイントベンチャー㈱	○	○	無	○	○	2.1.8	
35	2.2.14	30億円	㈱日貿信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	2.12.14	
36	2.2.20	5億5千万円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	2.8.20	札幌支店代払
37	2.3.7	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	無	○	○	未返済	
38	2.3.16	8億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	2.6.18	札幌支店代払
39	2.3.23	10億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○	○	有	○	○	2.12.25	
40	2.5.11	5億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	○	○	○	3.5.31	
41	2.5.17	10億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	○	○	○	3.5.31	新設新専心支店代払
42	2.5.31	20億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	未返済	
43	2.6.15	40億円	協和商工信用㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	○	○	○	2.12.14	不動産担保
44	2.6.27	10億円	㈱セントラルファイナンス	那須洋司	○	○	無	○	○	2.9.3	
45	2.6.29	10億円	㈱セントラルファイナンス	清川銀浩	○	○	無	○	○	2.9.3	
46	2.7.11	30億円	協和商工信用㈱	㈱出島運送	○	○	有	○	○	3.3.29	
47	2.7.30	3億1千万円	協和商工信用㈱	那須洋司	○	○	○	○	○	未返済	株担
48	2.7.31	60億円	㈱日貿信	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	2.11.30	

⑥

番号	融資年月日	融資金額	ノンバンク	借入名義人	担保物件		競売	競売	競売	完済日	備考
					競売	競売					
49	2.8.17	50億円	㈱日貿信	㈱出島運送	○	○	有	○	○	未返済	
50	2.9.14	50億円	㈱日貿信	㈱泰斗	○	○	有	○	○	2.9.21	
51	2.9.14	50億円	㈱日貿信	㈱北見事務所	○	○	有	○	○	2.12.3	
52	2.9.18	63億円	㈱日貿信	㈱マノエージェンシー	○	○	有	○	○	2.9.28	
53	2.10.23	20億円	協和商工信用㈱	清川銀浩	○	○	有	○	○	3.1.30	
54	2.10.31	30億円	協和商工信用㈱	㈱一休	○	○	有	○	○	3.2.1	
55	2.11.7	10億円	協和商工信用㈱	出島道夫	○	○	有	○	○	2.12.7	
56	2.11.21	30億円	㈱日貿信	㈱一休	○	○	有	○	○	未返済	
57	2.11.22	90億円	オリックス㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	3.3.29	
58	2.11.22	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱北見事務所	○	○	有	○	○	3.3.28	
59	2.11.30	50億円	オリックス㈱	㈱出島運送	○	○	有	○	○	3.4.30	
60	2.11.30	50億円	㈱日本流通リース	㈱出島運送	○	○	有	○	○	3.3.27	
61	3.1.28	20億円	アポロファイナンス㈱	㈱北見事務所	○	○	有	○	○	3.3.7	
62	3.1.30	20億円	㈱日貿信	㈱三信企画	○	○	有	○	○	3.3.29	
63	3.2.25	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱ロッドモーターズ	○	○	有	○	○	3.6.28	
64	3.3.15	30億円	オリックス・インテリア㈱	㈱泰斗	○	○	有	○	○	3.6.28	
65	3.3.25	50億円	㈱日貿信	㈱ジェイ・イー・シー	○	○	有	○	○	未返済	
66	3.3.26	30億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ナミテツ	○	○	有	○	○	3.6.28	
67	3.6.7	50億円	オリックス・アルファ㈱	那須洋司	○	○	有	○	○	未返済	
68	3.6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱マッシュ	○	○	有	○	○	未返済	
69	3.6.13	50億円	オリックス・アルファ㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○	○	有	○	○	未返済	
70	3.6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	ジェイ・イー・インベストメント㈱	○	○	有	○	○	未返済	
71	3.6.14	50億円	オリックス・インテリア㈱	㈱出島運送	○	○	有	○	○	未返済	
72	3.6.20	30億円	協和商工信用㈱	㈱ウエイアウト・スポーツ	○	○	有	○	○	未返済	

73	3. 6.20	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱インフォメーション・オフリング・システム	○	有	○	未返済
74	3. 6.28	50億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱出島運送	○	有	○	未返済
75	3. 6.28	100億円	総合ファイナンスサービス㈱	㈱出島運送	○	有	○	未返済
総融資金額		1,930億3,600万円		総返済金額	1,257億2,600万円		未返済総額	673億1,000万円

秋葉原支店は、昭和62年3月11日番号1～平成3年6月28日番号75まで秋葉原支店内極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作、国際金融犯罪・『国家犯罪』を犯して、ダミー預金者名義で「大口預金」（75件）総額1930億3600万円を偽造して、総返済金額総1257億2600万円、未返済総額673億1000万円が、銀行のダミー預金者名義なのです。

ここで、ご検証していただきたいのが、昭和62年3月11日、1から平成2年11月21日、番号56までは、秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引を行ったノンバンクは（株）セントラルファイナンス・（株）日貿信・（株）協和商工信用の三社、東海銀行系列だけなのです。

秋葉原支店は東海銀行系列店に対しては、大蔵省の指示通り平成2年9月中間決算期に「精算」をしていたのです。更に「精算」資金の流れを追跡すると、今迄のノンバンクとは全く違う、オリックス・オリックスアルファ・オリックスインテリア・総合ファイナンスから「精算」資金を持つて来ていました。

「BIS規制8%」クリア操作資金で作成した「大口預金」（定期預金・通知預金）を運用していた、ダミー預金者名義の損失金を平成2年11月「精算」していたのです。ですから東海銀行から銀行員が頭取表彰されたのです。東海銀行の頭取表彰が証明した「大型案件の仕掛け」。

能力開発調書が「大型案件の仕掛け」を立証！

この「能力開発調書」は検察官立証証拠(甲3号証)東海銀行検査部長が提出したものです。

能力開発調書

10858

これが平成1年

これが平成2年のものであ

秘 平成1年度能力開発調書 51大

総合職コース 主 事 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏 名 森 本 享

現担当職務 得意先(新見) C2, C2, C1, C2 優秀 水準以上 水準 もう少し努力を要す 格段の努力を要す

現資格昇格月 63/1

昇格に関する意見 10. すぐにも昇格させたい 20. 1年以内に昇格させたい

この1年間の活躍振りについて具体的に4段階に記入する。

1. 当年度の目標・課題	2. 目標・課題に対する実績・成果	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項
① 法人新規獲得 10社 ② 新規営業企画 50件 ③ 得意先の業務管理(新見) 1社 ④ 新規営業の活性化 10社	① 法人新規獲得 10社(うち1社が新規) ② 新規営業企画 50件(うち10件が新規) ③ 得意先の業務管理(新見) 1社 ④ 新規営業の活性化 10社(うち5社が新規)	① 法人新規獲得については、中心に活動性を高め、特に新見を中心に営業活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ② 新規営業企画については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ③ 得意先の業務管理については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ④ 新規営業の活性化については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。	今後の育成・活用方針、その他特記事項 新見の育成・活用方針、その他特記事項

部署長印 第1次評定者氏名 武田純男 評価者氏名 近藤 謙

秘 平成2年度能力開発調書 51大

総合職コース 主 事 666 秋葉原支店 氏名コード 34752 氏 名 森 本 享

現担当職務 得意先(新見) C1, C2, B, C1 優秀 水準以上 水準 もう少し努力を要す 格段の努力を要す

現資格昇格月 63/1

昇格に関する意見 10. すぐにも昇格させたい 20. 1年以内に昇格させたい

この1年間の活躍振りについて具体的に4段階に記入する。

1. 当年度の目標・課題	2. 目標・課題に対する実績・成果	3. 目標・課題へのプロセス・努力度合	4. 今後の育成・活用方針、その他特記事項
① 法人新規獲得 10社 ② 新規営業企画 50件 ③ 得意先の業務管理(新見) 1社 ④ 新規営業の活性化 10社	① 法人新規獲得 10社(うち1社が新規) ② 新規営業企画 50件(うち10件が新規) ③ 得意先の業務管理(新見) 1社 ④ 新規営業の活性化 10社(うち5社が新規)	① 法人新規獲得については、中心に活動性を高め、特に新見を中心に営業活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ② 新規営業企画については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ③ 得意先の業務管理については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。 ④ 新規営業の活性化については、積極的に提案を行い、特に新見を中心に活動を行い、当年度に新規獲得に成功した。	今後の育成・活用方針、その他特記事項 新見の育成・活用方針、その他特記事項

部署長印 第1次評定者氏名 武田純男 評価者氏名 近藤 謙

この「能力開発調書」では、平成1年秋葉原支店長 高柳 裕、主席次長 近藤 謙得意先係次長 武田純男、平成2年本谷 紘三、得意先係次長 武田純男、主席次長 近藤 謙が『最大のテーマである収益対策では、新規獲得法人中心に大型案件の仕掛けは成功し流動性預金拡張に努め功績大であった』と銀行員を功績大と賞賛しています。

秋葉原支店が銀行ぐるみ犯した国際金融犯罪
『国家犯罪』大型案件の仕掛けは成功した。

即ち『最大のテーマである収益対策では、ダミー預金者名義の新規獲得法人中心に国際決済銀行 (BIS) に応戦した極秘「特別プロジェクト」内で「BIS 規制 8%」クリア操作用に預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品を偽造した大型案件の仕掛けは成功し、ダミー預金者名義の大口預金拡張に努めた』銀行員 (企業戦士)を功績大と秋葉原支店全体が暴露した「証」です。

平成2年、秋葉原支店長 本谷 紘三、貴殿と主席次長 近藤 譲そして得意先係次長 武田 純男が、銀行員を功績大と賞賛しています。

秋葉原支店長 本谷 紘三貴殿が供述した「協力預金」など
はじめから『この世に存在しない』ことを「知っていた」

頭取表彰！

東海銀行は銀行員を「大型案件の仕掛け」の功績により平成2年11月4日、朝礼で頭取表彰を授けた事実を立証した東京高等裁判所、二審公判調書をご検証ください。

二審「東海銀行秋葉原支店、行員の証言」速記録です。

<p>秋葉原支店の中身を聞いてるんでしょうか。</p> <p>それは特には聞いておりませんが、もう評判は、ある面では表彰を受けたという事で聞いておりましたので、あえてこちらから聞くこともございませんし、こういう状況で支店の業績が非常に高い位置にあるということは、あえて説明は受けないように記憶しております。</p> <p>証人は東海銀行にお勤めであると、渋谷支店におられるということだけでも秋葉原支店のそういった評価は聞いておった。</p> <p>はい。</p> <p>それから森本の評判も聞いておった。</p> <p>森本の評判というよりも、やっぱり表彰されたというのは、全店に通知なり回覧がまわりますので、新規担当者ということで表彰を受けたということは聞いておりました。</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>しかし、秋葉原支店はそういう流動性預金が非常に多いという評判は聞いていたと、こういうことですね。</p> <p>はい。</p> <p>あなたの前任者である森本は、平成二年の秋、そういう新規開拓とか、あるいは流動性預金の獲得に多大な貢献があったという、それなどを理由に頭取表彰を受けてる、そういう成績優秀な支店長代理であるという説明は受けてたんでしょうか。</p> <p>それは受けておりました。</p> <p>そうすると、東海銀行秋葉原支店の、今おっしゃった流動性預金が極めて多いたとか、これは主に森本が獲得してるといような評判だったんでしょうか。</p> <p>ええ、そういうふうには聞いておりました。</p> <p>それは発令に当たっても聞き、あるいは秋葉原支店に行って、例えば支店長さんとか近藤主席次長とか、いわゆる店長席ですよね、そういう方からも秋</p>
---	----------------------	---

得意先担当役務者の銀行員は頭取表彰を受けた後、平成3年2月の大暴落で平成3年3月決算期に東海銀行系列以外のノンバンクから調達した630億円が、決済できなくなり、銀行のダミー預金者名義で総額630億円もの「数字」の損失金を発生させた責任を銀行員個人に「汚れ役」を押し付けた。

平成3年7月29日、不当に「告訴」されたのです。

非道な基本的人権無視を告発します。

各銀行が銀行のダミー預金者を捏造して、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理することが出来なければ銀行は破綻します。そうしなければ金融経済社会は破滅するのです。

即ち、ダミー預金者に知られること無く銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を収束処理するため銀行員個人が犯した、はじめから『この世に存在しない』巨額不正融資話をデッチ上げなければ我が国の金融経済社会は破滅する以外なかったのです。

各銀行が国際金融戦争用に開設した極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ不正腐敗を撒き散らした国際金融犯罪が元凶となり狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた「マネーゲーム政治と金」利権政治と断罪する『国家の闇』が公になれば金融経済社会が破滅するのです。

悲しくないですか？人間の仕業ですか？

非道、残酷・残虐な隠蔽工作です！

海部政権が図った隠蔽工作に従い、国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』を隠蔽するため、一般庶民では想像を絶する非道な、銀行員個人の基本的人権を無視して「汚れ役」を押し付けた暴挙こそ、金の亡者という悪魔の仕業なのです。

これでもまだ「法治国家」と言えますか？

日本の大手都市銀行が、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を隠蔽するため、銀行員個人の基本的人権を無視して「犯罪者」に仕立て上げてまで「巨額被害金」をデッチ上げる必要がどこある。余りにも悲しい、人間の仕業とは到底考えられない非道・残酷・残虐な隠蔽工作です。

正気の沙汰ですか？銀行は怖いですね！

我が国の金融経済社会の破滅を回避するため、大手都市銀行がヤクザ社会のヒットマンと同じことが行われたのです。何が銀行神話ですか？何が嫁にやるなら信用第一の銀行員ですか？大事な行員一人の基本的人権を無視して刑務所に追いやる銀行など破滅しろ！

そこまでして「銀行の利益を護る」のが「国益に値する」本当に「値」しますか？国民の「基本的人権を護る」ことが「国益に値する」のです。

一人でも多くの国民が、銀行員の「基本的人権」を無視して、はじめから『この世に存在しない』巨額不正融資事件話と承知して「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げた隠蔽工作を『審判』すべき時なのです！

本件「詐欺事件」の「判決書」は当然のこと『罪となるべき事実』をデッチ上げて「有罪」を「宣告」することで『この世に存在しない』本件詐欺事件を「現実化」することなのです。

誰もが、信じられない、前代未聞と表現できる、本件詐欺事件は「犯罪」そのものが、はじめから『この世に存在しない』机上の作り話なのです。

国家権力の暴挙で、「加害者」銀行員個人との共犯者にデッチ上げられた一般市民である借受名義人は「使っただろう！」と「脅され！」「騙され！」「司法取引！」に屈して、はじめから『この世に存在しない犯罪』話を認めて長期の刑を宣告され刑務所に行く無念と辛さ・・・国家権力の恐ろしさです。

大蔵省「銀行局」は、各銀行に金融機関内限定条件で認めた極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行った「BIS規制8%」クリア操作を『検察の闇』闇の執行人柳検察官が司法検察総掛かりで隠蔽した国家権力の恐ろしい隠蔽工作です。

前述した、第2章と第5章をもう一度読んでください。私が「騙されないで欲しい」と言う理由が分かります。誰でも秋葉原支店長が行内の規則に則した銀行業務を供述していると信じています。そういう私も信じていました。

信じていたから、本件詐欺事件話を解明するのに「29年」という時間と労力そして莫大な資金を使い、裁判が証拠採用した、コピー偽造された立証証拠の『闇』に、やっとたどり着いたのです。

私が知りたかった『真実』を隠蔽した『闇』
その『闇』を打ち砕く『真実』の光です。

民間人であり一般市民それも国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』など、別世界の話です。分からない、知らない私個人を『国家の闇』マネーゲーム「国政と金」利権政治を国民に隠蔽するため、何故私を「生贄」にしたか「知りたかった」のです。

どうしても『闇』の正体を「知りたかった」気がつけばもう30年になりました。

柳検察官捜査指揮の下に、司法検察総掛かりで「協力預金」と「質権設定承諾書の偽造」をデッチ上げた、『検察の闇』を真剣に直視してください。

私をはじめ、何も分からずノンバンクを騙して「融資金を使った」とデッチ上げられ長期の刑を宣告され刑務所に行く辛さ・・・家族、友人、強いては周辺にいる善意の人たちをも巻き込み、生命、生活権をも奪った権力の暴挙に対して筆舌に尽くし難い憎しみ、怒りを持っております。

私は、この国家権力の暴挙を基本的人権無視と断言する！

国家が国民を個人として尊重することが基本的人権であり、「生命自由及び幸福追求に対する国民の権利」を、本件は無視したのです。

以上。